

西蒲区役所新庁舎基本構想策定に関する意見書（案）

令和5年11月10日

新潟市長 中原 八一 様

西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議

座長 藤田 美幸

令和5年6月29日に当検討会議が設置され、西蒲区役所新庁舎基本構想の策定に関して、検討してきたところです。

少子化をはじめ超高齢社会、人口減少そして厳しい財政状況下で、区民の多様なニーズに対応した区役所が求められており、私たち区民の創意と工夫により、未来につながる新庁舎整備を進めていく必要があります。

については、新庁舎が「区民の皆様から親しまれ、あたたかく活力のあるまちづくりの中心的存在となり、気軽に訪れていただける場にふさわしい庁舎」となるよう、当検討会議での意見を整理したので別紙のとおり提出します。

なお、意見書の概要については下記のとおりです。

記

1 基本方針

当検討会議での意見や説明会での区民意見などを踏まえ、次のとおり整理しました。

- (1) 人と人があたたかくつながるまちづくりの中心的存在となる庁舎
- (2) 区民の皆さまから親しまれ、快適で利用しやすく、気軽に訪れていただける庁舎
- (3) 安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎
- (4) 時代の変化に柔軟に対応でき、次世代につながる庁舎

2 主な庁舎機能

上記の基本方針などを踏まえ、次のとおり整理しました。

- ・地域間交流や世代間交流を図り、区の一体感の醸成につながる「交流機能」
- ・地域の歴史・観光などの「情報発信・情報共有機能」
- ・情報を集約でき、各避難所と連絡調整ができる機能および拠点備蓄に対応した「災害対応機能」
- ・社会変化に柔軟に対応できる「融通がきく庁舎機能」

3 出張所等含めた既存施設の有効活用、区役所機能の一部分散について

新潟市財産経営推進計画を踏まえ、新庁舎整備と同時に各出張所や近隣の既存施設の活用や、区役所機能の一部を既存施設へ機能分散することの長所、短所に関する意見を受け止めていただき、また、その内容を検討したうえで、基本構想を策定していただきたい。

西蒲区役所新庁舎基本構想策定 に関する意見書

令和5年11月10日

西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議

はじめに

西蒲区役所は築後 60 年以上経過しており、会議室も少ないことや、老朽化とともにエレベーターやすべての階に多目的トイレがないなど、高齢者や障がいのある人等にとっての障壁を取り除く取り組み（バリアフリーへの対応）が喫緊の課題となっています。

少子化、超高齢社会、人口減少そして厳しい財政状況下で、区民の多様な要望（ニーズ）に対応した区役所が求められており、私たち区民の創意と工夫により未来につながる新庁舎整備を進めていく必要があります。

西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議では、「人と人があたたかくつながるまちづくりの中心的存在にふさわしい庁舎」「区民の皆さまから親しまれ、快適で利用しやすく、気軽に訪れていただける庁舎」「安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎」「時代の変化に柔軟に対応でき、次世代につながる庁舎」という 4 つの基本方針を柱に、より区民サービスの向上に資する新庁舎整備を目指し、総合的に検討して以下のとおり意見書をまとめました。

1 検討経過

区分	日程	主な検討項目
第 1 回	令和 5 年 6 月 29 日	座長選出、基本構想策定の進め方 これまでの経緯と基本方針の確認
第 2 回	令和 5 年 7 月 13 日	庁舎機能、既存施設の有効活用 庁内配置計画、アンケートの質問項目について
第 3 回	令和 5 年 9 月 14 日	アンケートの集計結果について 新庁舎の複合化及び整備手法
第 4 回	令和 5 年 10 月 26 日	意見書（案）の確認

2 基本方針

「西蒲区役所庁舎整備勉強会」の意見集約や説明会及びアンケートでの区民意見を踏まえ、新庁舎における基本方針は次のとおりとします。

- 1 人と人があたたかくつながるまちづくりの中心的存在となる庁舎**
- 2 区民の皆さまから親しまれ、快適で利用しやすく、気軽に訪れていただける庁舎**
- 3 安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎**
- 4 時代の変化に柔軟に対応でき、次世代につながる庁舎**

3 庁舎機能

基本方針を踏まえ、区民が求める庁舎機能について、次のとおり整理しました。また、意見として出された具体的に整備する施設や設備の事例も記載します。

【基本方針1】人と人があたたかくつながるまちづくりの中心的な存在となる庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《相談機能》 個人情報（プライバシー）に配慮し、個人情報の保護や情報の管理体制（セキュリティ）を確保した相談機能が必要。	・受付（カウンター）に「ついたて」を設置、プライバシーに配慮した個別相談室の適正配置
②	《交流機能》 地域間交流や世代間交流を図り、区の一体感の醸成につなげるため、大人から子どもまで集える空間（スペース）の整備が必要。 また、児童、生徒、学生なども、様々な活動が行える場として、有効利用できる仕組みづくりも効果的。	・多目的スペース ・交流スペース （子どもふれあい広場など親同士の交流の場を含む）
③	《利便機能》 待ち時間を過ごせるスペースやインターネット環境の整備も必要。 番号発券機の導入など、効率的な受付の運用について検討。	・広い待合室（ロビー） ・Wi-Fi 環境の整備 ・番号発券機などの導入

【基本方針2】区民の皆さまから親しまれ、快適で利用しやすく、気軽に訪れていただける庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《総合窓口機能》 総合案内（コンシェルジュ）を配置した総合窓口化を進め、一か所ですべての用事を足すことができる窓口を設ける（ワンストップサービス）など区民の利便性を図る。 併せて、待ち時間のストレス緩和には、番号札の活用、自動発券機と呼出・表示システムなどを導入することも必要。	・総合窓口化に対応した待合スペースとコンシェルジュの配置 ・番号札の活用、自動発券機と呼出・表示システムなどを導入
②	《すべての人のためのデザイン（ユニバーサルデザイン）》 高齢者や障がい者などすべての人に配慮したユニバーサルデザインの徹底が必要。	・分かりやすい案内表示、多目的トイレ、授乳室
③	《情報発信・情報共有機能》 地域間の相互理解を深めるため、西蒲区の歴史や観光・自然の魅力などの情報発信と情報共有が必要。	・情報の発信と共有コーナー ・イベント告知や鯛車などの展示や大きな図面の掲示

【基本方針3】安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《災害対応機能》 災害時の対応が重要であり、情報を集約でき、各避難所と連絡調整ができる機能および拠点備蓄に対応した機能が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策室 ・拠点備蓄倉庫
②	《水害対応機能》 西蒲区は甚大な水害を経験しているため、水害時の対応が特に必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備や電気室を2階以上に設置 ・庁舎の屋上利用
③	《耐震機能》 区役所の防災拠点としての役割は重要であるので、建物の構造は十分な耐震性が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・構造的に十分な耐震性を確保

【基本方針4】時代の変化に柔軟に対応でき、次世代につながる庁舎		
番号	庁舎機能と意見概要	主な施設・設備の例
①	《融通がきく庁舎機能》 将来、IT技術やAI等の導入などによる、行政形態のスリム化や窓口業務の簡素化などといった社会変化に柔軟に対応できる庁舎整備が必要。特に待合スペースはゆとりと落ち着きが必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・「空間のゆとり」がある庁舎 ・更新性のある設備
②	《環境負荷低減機能》 次世代に健全な地球環境を引き継ぐため、効率的なエネルギー利用や環境負荷の低減を図るなど、環境にやさしい庁舎整備が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ・自然採光・通風設備 ・再生エネルギー設備（太陽光発電等） ・緑化した屋上スペース

4 施設計画

(1) 施設規模

区 分	内 容
① 庁舎	<ul style="list-style-type: none">・庁舎面積は、将来的な社会変化に柔軟に対応するとともに、新潟市財産経営推進計画を踏まえること。・多機能化の方針が決定された場合は、適正な面積を算定すること。・なお、全体の施設規模の算定にあたっては、出張所等の利活用を検討したうえで行政事務スペースを優先的に考えること。
② 講堂兼 大会議室	<ul style="list-style-type: none">・区役所の役割である、まちづくりの拠点、協働の拠点、防災の拠点などを実現するため、自治協議会の開催、災害時の関係機関対策会議の開催や、ボランティア活動が可能な規模とすること。・規模の算定にあたっては、出張所等の利活用も考慮したうえで検討すること。
③ 交流スペース等	<ul style="list-style-type: none">・交流スペースや多目的スペース、憩いのスペースなどは、多種多様な人がゆとりをもって利用できるよう必要な面積を確保すること。
④ 来庁者用 駐車場	<ul style="list-style-type: none">・新庁舎利用者の安全かつ効率的な動線を確保し、利便性の高い駐車場となるように検討すること。・車いす利用者、障がい者、妊娠中の方々が利用する専用駐車場は、屋根付きで庁舎に隣接させるなど、可能な限り動線が短くなるよう配慮すること。・十分な駐車スペースを確保すること。また、大型車でもスムーズに来庁できるよう道路整備等も検討すること。

(2) 融通がきく庁舎

将来、行政組織の見直しなどで空きスペースが出た場合や、逆に様々な施策により臨時の窓口スペースが必要となる場合があります。

これらの変化に柔軟に対応した空間デザインの検討や設計が必要です。また、用途変更などの対応が可能であれば、建物の用途変更がなされた後においても、柔軟性や融通の利くスペースが確保できるような設計とすること。また、段差のない空間となるよう配慮すること。

(3) 西蒲区らしい特色や特徴を取り入れた庁舎について

これからつくる西蒲区役所についてのアンケート結果を踏まえ、木材をはじめとした自然や各地区の文化など西蒲区らしい特色や特徴を取り入れた新庁舎とすること。

5 出張所等含めた既存施設の有効活用、区役所機能の一部分散の可否

新潟市財産経営推進計画を踏まえ、新庁舎整備と同時に各出張所や近隣の既存施設の活用の可否や、区役所機能の一部を既存施設へ機能分散することの可否について、下記のとおり意見集約をしました。

区 分	長所（メリット）	短所（デメリット）
既存施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の建物を活用すれば、庁舎整備経費が安く抑えられることも期待される。 ・新築・建替えに比べ早く開庁できることが見込まれる。 ・空店舗や空き地となっているスペースの有効活用により、その地域の活性化につながる。 ・市所有の駐車場などに建設すれば、土地の有効活用ができる。 ・出張所との利用調整や災害対応等における施設の利用調整がうまく図れれば、他区にない強みと財政支出の軽減が図れる可能性がある。 ・空き店舗や未利用施設の利活用は急務 ・コンビニでも住民票が取れる時代、周辺の人たちのための出張所があれば良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設もすでに老朽化しているため、例えば出張所を改築すると、移転所属分のスペースを含めた規模の改築が必要となり、区全体での改修費用は増える。 ・市有の既存の駐車場に建設すれば一見効率的だと思われるが、現在の敷地よりも広い駐車場がないため狭小な区役所とならざるを得ず、市民サービスが低下する。 ・出張所等は区役所の位置としての妥当性（人口重心・面的重心・まちづくりにおける中心性・交通の利便性等）の面で劣る。 ・民間の建物については、改修しても望まれる新区役所の機能を満たすには制約が大きすぎる
一部機能の分散	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所の建物が、まとまりが良く（コンパクトに）なり、新庁舎建設経費は安くなる。 ・一部機能が移った先の地域の活性化が見込まれる。 ・一部機能を分散することで駐車場や会議室なども分散利用され、ゆとりある利用が期待される。 ・早くて安く庁舎建設できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の中には、複数所属への用事がある方も少なくない。機能が分散すると市民サービスが大きく低下する。 ・移転の際の改修費用を投じて、移転先の建物も改修時期が来ればその改修費用も無駄になってしまう。 ・機能分散している分、有事の際に情報収集に時間を要する。 ・組織の横の連携が図りにくい。 ・来庁者の利便性確保のためには、分散は極力しない方向でお願いしたい。 ・部署間の連携が損なわれる恐れがある。 ・区役所機能を分散するのではなく、また、市民の皆様が区役所に行かなくても対応できるように、出張所と区役所がウェブ（リモート）で常に区役所の各課と連携でき、各出張所との連携を強化する必要がある。
総 評	<p>上記のとおり、それぞれの長所、短所に関する意見を受け止めていただき、また、その内容を検討したうえで、基本構想を策定すること。</p>	

6 庁内配置計画

区 分	内 容
①窓口サービス提供部署	<ul style="list-style-type: none"> ・区民の利用が多い窓口サービスを提供する区民生活課、健康福祉課は、1階に配置すること。
②総合窓口の待合スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口化に対応した十分な広さの待合スペースを1階に配置するとともに、来庁者が効率的かつ安全に移動できる動線の確保と配置（レイアウト）を行うこと。 ・待合スペースは、区民にやさしい庁舎とするため落ち着いたある空間づくりに配慮すること。
③相談室等	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の個人情報（プライバシー）に配慮するため、相談室を適正に配置するとともに、ついたて等のあるカウンターを設置すること。
④執務室等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の事務作業の効率化のため、用具置き場（バックヤード）や書庫を執務室に合わせて配置すること。また、打ち合わせ（ミーティングルーム）については、来庁者と職員の動線の分離し、バックヤードにオープンな打ち合わせスペースを設けることも有効であり、必要により会議室と使い分けると効率的と思われる。 ・執務室は融通がきく庁舎機能に対応するため、基本的に全階層壁で仕切らない（オープンフロアとする）ことが望ましい。ただし、情報管理体制（セキュリティ）に配慮すること。
⑤災害対応関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・西蒲区でも水害時の対応が必要であることから、災害対策室、非常用発電設備、電気室、拠点備蓄倉庫は上層階に設置すること。 ・災害対策室は、業務の効率性を期すため、担当の地域総務課に隣接した位置に整備すること。
⑥会議室等（講堂兼大会議室を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・融通がきく庁舎機能に対応するため、可動式の間仕切りを設置し多様な利用に柔軟対応できる工夫が必要である。 ・施設の効率的な運用を期すため、休日や夜間など業務に支障がない範囲での貸し出しも検討すること。ただし、適正な区分管理を行うこと。 ・演劇、演奏等の催しに利用できるよう、プロジェクター、放送装置、舞台照明装置、オルガン、ピアノ等の設備整備の導入を検討すること。
⑦交流スペース等	<ul style="list-style-type: none"> ・交流スペースや多目的スペース、憩いのスペースなどは、交流機能が効果的に発揮される位置及び内容について検討すること。 ・交流スペースや多目的スペースはできるだけ広いスペースをとること。 ・講堂兼大会議室と一体として行政庁舎のそばに別棟にして考えても良い。
⑧情報発信共有コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間の相互理解、そして西蒲区の魅力を発信することで、区の一体感の醸成につながる施設であるため、多くの人が利用する効果的な位置に設置すること。

7 多機能化

これからつくる西蒲区役所についてのアンケートを踏まえ、新庁舎にどのような機能があればよいか協議し、次のとおり整理しました。

区 分	内 容
災害に備えた備蓄拠点	非常食、保存水、毛布など、災害が起きたときに必要な物を保管する場所を確保すること。なお、備蓄については一か所に集中保管するのではなく、各避難所に保管するなどリスク分散すること。
交流スペース	子どもふれあい広場、親同士の交流の場など、大人から子どもまで集まることができるスペースを確保すること。
防災資機材の保管庫	投光器、発電機、ダンボールベッドなどの防災資機材を保管する場所を確保すること。なお、防災資機材については一か所に集中保管するのではなく、各避難所に保管するなどリスク分散すること。
多目的スペース	開庁日には会議室で、閉庁日には地域の住民がいろいろな活動に使えるスペースを確保すること。
Café・レストラン・食堂	さまざまな方が利用できるカフェなどを併設。ただし、区役所本来の機能を優先すること。
全ての人に優しい設備・機能	エレベーター、段差の少ない構造、駐車場から庁舎までスムーズに入れる導線の確保すること。また、区役所の地下にシェルターを用意すること。
バス停からすぐに入れる導線	公共交通機関との接続性・導線を確保すること。
観光案内	西蒲区の各地区を紹介した動画を常に上映できるようにし、さらにパネルなどを利用した区の魅力を発信するための設備を整備すること。
土日開庁・郵便・オンラインでの手続き	オンライン手続きなど将来を見込んだ、柔軟な行政手続きを確立すること。

「3 庁舎機能」にて記載した機能を最優先とし、新庁舎の規模を考慮しつつ、必要に応じて上記機能について整備を検討すること。

8 整備手法・運営手法

整備手法及び運営手法については、PFI※ など様々な手法があり高い専門性が必要であるため、当検討会議で優先度や方向性を議論することは困難です。

設計、工事、維持管理、運営を民間にゆだねてしまう手法を導入した場合、今まで区民と共に築き上げてきた協働によるまちづくりが、崩れてしまう不安感が生じます。これは当検討会議としては受け入れ難いものです。

今後の整備手法、運営手法の決定の際は、区民サービスの向上に資するよう、将来を見据え、地域に与える影響などを考慮し、総合的に検討すること。なお、委員からの主な意見は次のとおりです。

PFI※ - プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金と知見を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

- 行政の中核である庁舎をPFIで運営することは考えられない。協働の崩壊も懸念するが、機密の確保も留意する必要がある。
- PFIのような民間主導の場合、区民意見がどこまで反映されるのか、柔軟な対応が可能なのかが疑問。
- 全国的なPFIの実績をもった業者が受注することになると、区役所と地元の建設業者、ビル管理会社、商店街などとの関わりが薄くなるのではないかという懸念がある。
- 民間活力の活用で、新庁舎とスーパーなどを合築する場合、大都市ならともかく、周辺の経済に与える影響も大きい。
- 建設では分離分割発注するなど、地元企業参画の観点で考える必要がある。

おわりに

当検討会議では、新たに整備する西蒲区役所が「区民の皆様から親しまれ、あたたかく活力のあるまちづくりの中心的な存在となり、気軽に訪れていただける場にふさわしい庁舎」となるために、主に新庁舎の機能を中心に、多様な視点から検討を行いました。

委員からは、地域の実情や今までの経過を踏まえ「区役所と出張所等の既存施設を含めた整備を検討すること」「人口減少やデジタル化の進展を想定し、時代の変化に柔軟に対応できる庁舎とすること」そして「子どもから大人まで、いろいろな地域の人が交流できる機能を設けること」などの意見がありました。

必要な機能と整備すべき施設・設備の例については、前記「3 庁舎機能」に記載しましたが、建物（ハード面）を整備するとともに、それを活用する下記のような運用（ソフト）面の取り組みが不可欠です。

① 出張所等既存施設との連携強化

「区役所に行かずとも近傍の出張所で用事を済ませることができる」「区役所と他の施設で防災機能を分担する」など、区役所と出張所等既存施設の連携の強化を図ること。

② 交流を促進する事業展開

区民が地域間交流や世代間交流を行うため、多目的スペースなどの交流機能を活用したイベント開催など、区民と協働した事業展開を図る。

新庁舎は、区民が将来にわたって利用する大切な公共施設です。基本方針で掲げた「人と人とがあたたかくつながるまちづくりの中心的な存在にふさわしい庁舎」「区民の皆さまから親しまれ、快適で利用しやすく、気軽に訪れていただける庁舎」「安心・安全で快適な生活基盤づくりに貢献する庁舎」「時代の変化に柔軟に対応でき、次世代につながる庁舎」としての役割を果たすため、当検討会議の意見が十分反映されることを希望します。

西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議・委員名簿

番号	区分	所属（役職等）	氏名
1	学識経験者	新潟国際情報大学 （経営情報学部准教授）	藤田 美幸
2	市附属機関	西蒲区自治協議会 （会長）	吉田 金豊
3	地域活動団体 （地域代表）	松野尾地域コミュニティ協議会 （推薦者）	渡辺 佳子
4	地域活動団体 （地域代表）	峰岡地区コミュニティ協議会 （推薦者）	長井 正雄
5	地域活動団体 （地域代表）	漆山地域コミュニティ協議会 （推薦者）	田辺 秀男
6	地域活動団体 （地域代表）	巻地区コミュニティ協議会 （推薦者）	五十嵐 光一
7	地域活動団体 （地域代表）	角田地区コミュニティ協議会 （推薦者）	山下 利諭己
8	地域活動団体 （地域代表）	岩室地域コミュニティ協議会 （推薦者）	本間 貢
9	地域活動団体 （地域代表）	西川地域コミュニティ協議会 （推薦者）	高橋 良明
10	地域活動団体 （地域代表）	潟東地域コミュニティ協議会 （推薦者）	坂井 克彦
11	地域活動団体 （地域代表）	中之口地区コミュニティ協議会 （推薦者）	田中 正夫
12	地域活動団体 （商工）	巻商工会 （推薦者）	本間 芳之
13	地域活動団体 （観光）	巻観光協会 （推薦者）	齋藤 一夫
14	地域活動団体 （子育て・教育）	潟東保育事業福祉会 （推薦者）	笠巻 明美
15	地域活動団体 （福祉・ユニバーサルデザイン）	社会福祉法人新潟南福祉会 （推薦者）	川村 美奈子
16	地域活動団体 （文化・スポーツ）	新潟市西蒲区スポーツ協会 （推薦者）	若杉 松男
17	一般公募	18歳以上、市の附属機関等の 委員でない者	畠山 直人

<アドバイザー>

1	防災の専門家	新潟大学 危機管理本部 危機管理センター教授	田村 圭子
---	--------	---------------------------	-------